

## 大阪市敬老優待乗車証条例案

### (目的)

第1条 この条例は、敬老優待乗車証（高齢者の交通機関の利用に係る乗車料金の負担を軽減するものとして、この条例の定めるところにより市長が高齢者に対して交付する乗車証をいう。以下同じ。）の交付等に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (敬老優待乗車証の使用者)

第2条 敬老優待乗車証を使用することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者であること
- (2) 70歳の誕生日（その者の誕生日が2月29日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。以下同じ。）の属する月の前月の末日を経過した者であること
- (3) 寝たきりの状態であること等により交通機関の利用が困難な者でないこと
- (4) 交通機関の利用に関する本市の他の福祉的措置で市長が定めるものを受けていないこと

### (敬老優待乗車証による交通機関の利用)

第3条 前条に定める者は、敬老優待乗車証を使用することにより、乗車料金を支払うことなく、本市が経営する高速鉄道、乗合自動車及び中量軌道を全区間において利用することができる。

### (交付の申請)

第4条 敬老優待乗車証の交付を受けようとする者は、その者の住所地を所管する保健福祉センター所長を経由して、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、敬老優待乗車証の交付を受けようとする者自らが行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った者が第2条各号に掲げる要件のいずれにも該当するとき（同条第2号に掲げる要件については、1月を超えない期間内に該当することとなる場合を含む。）は、敬老優待乗車証を交付するものとする。

（利用可能期間）

第5条 第3条の規定により乗車料金を支払うことなく交通機関を利用することができる期間（以下「利用可能期間」という。）は、次の各号に掲げる敬老優待乗車証の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 敬老優待乗車証の交付を受けた日において第2条第2号に掲げる要件を満たしていない被交付者 70歳の誕生日の属する月の初日から1年間

(2) 敬老優待乗車証の交付を受けた日において第2条第2号に掲げる要件を満たしている被交付者 敬老優待乗車証の交付を受けた日から、当該日から1年1月を超えない範囲内で市長が指定する日までの期間

2 市長は、被交付者に対し、前条第3項の規定による敬老優待乗車証の交付の際、当該敬老優待乗車証の利用可能期間を通知しなければならない。

3 被交付者（第2条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）は、次条第1項に定めるところにより、利用可能期間（この項の規定により延長されたものを含む。）を1年間延長することができる。

（費用の納付等）

第6条 第4条第1項の規定による申請をしようとする者又は前条第3項の規定による利用可能期間の延長をしようとする者は、敬老優待乗車証に係る事業に要する費用として、あらかじめ、それぞれ3,000円を納付しなければならない。

2 既納の前項に定める費用は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれか

に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 前項に定める費用を納付した者が敬老優待乗車証の交付を受けなかったとき
- (2) 被交付者が敬老優待乗車証の利用可能期間の初日前に敬老優待乗車証を市長に返還したとき（第9条第2項の規定による命令を受けて返還した場合を除く。）
- (3) 前条第3項の規定により利用可能期間を延長した被交付者が、利用可能期間のうち当該延長に係る部分の初日前に敬老優待乗車証を市長に返還したとき（第9条第2項の規定による命令を受けて返還した場合を除く。）
- (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき

（敬老優待乗車証の有効期限）

第7条 敬老優待乗車証の有効期限は、当該敬老優待乗車証の交付の際市長が指定する日とする。

- 2 前項に定める敬老優待乗車証の有効期限の到来後、なお敬老優待乗車証を使用しようとする者は、敬老優待乗車証の更新を受けなければならない。
- 3 前項の敬老優待乗車証の更新は、第1項に定める敬老優待乗車証の有効期限を経過した後であっても、利用可能期間内に限り受けることができる。
- 4 第4条の規定は、第2項の敬老優待乗車証の更新について準用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、利用可能期間を経過した場合においては、敬老優待乗車証はその効力を失う。

（譲渡等の禁止）

第8条 被交付者は、交付を受けた敬老優待乗車証を、譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

（敬老優待乗車証の返還）

第9条 被交付者は、第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、速やかに敬老優待乗車証を市長に返還しなければならない。

- 2 市長は、被交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、敬老優待乗車証の使用を停止し、又は被交付者に対し、敬老優待乗車証の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により敬老優待乗車証の交付を受けたとき
- (2) 不正に敬老優待乗車証を使用したとき
- (3) 前条の規定に違反したとき
- (4) 前項の規定に該当し、敬老優待乗車証を返還しないとき

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧乗車証（高齢者の社会参加を支援し、高齢者の福祉の増進を図るために本市が発行している乗車証であって市長が定めるものをいう。以下同じ。）のうち、その有効期限として別に市長が指定する日が平成25年7月1日以後であるものの交付を受けている者が、同年6月20日までに、敬老優待乗車証に係る事業に要する費用として、3,000円を本市に納付したときは、当該旧乗車証を敬老優待乗車証と、旧乗車証の有効期限として別に市長が指定する日を第7条第1項の有効期限とそれぞれみなして、この条例の規定（第4条並びに第5条第1項及び第2項の規定を除く。）を適用する。この場合において、第6条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第2項」とする。
- 3 前項の規定により敬老優待乗車証とみなされた旧乗車証に係る利用可能期間は、平成25年7月1日から1年間とする。

(東日本大震災の被災者に係る特例措置)

- 4 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者のうち市長が定める者で第2条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれにも該当するものについては、当分

の間、同条の敬老優待乗車証を使用することができる者とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第4条第3項（第7条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第5条第3項並びに第9条第1項及び第2項第4号の規定の適用については、第4条第3項、第5条第3項及び第9条第1項中「第2条各号」とあるのは「第2条第2号から第4号まで」と、第9条第2項第4号中「前項」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた前項」とする。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

敬老優待乗車証の交付等に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の社会参加を支援するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。